

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

平成3年4月頃、母親に国民年金の加入を勧められ、A県B市役所で加入手続を行った。加入後の国民年金保険料は、恐らく毎年4月頃に1年分を一括して前納したはずである。納付のためのお金は、通常の仕送りとは別に10万円前後の額を、母親に送ってもらっていた。

申立期間当時に母親が使っていた家計簿に、送金の記録が残されている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、平成3年4月頃に国民年金の加入手続を行って以降、7年4月3日付けで厚生年金保険被保険者となるまでの期間について、申立期間を除く国民年金保険料は、全て納付済みとなっており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人から提出された平成3年から7年までの申立人の実家の家計簿を見ると、当時、申立人に対して、毎月10万円ないし20万円程度が送金されていたことが確認でき、申立人が国民年金保険料を納付する資力は十分あったものと考えられる。

さらに、申立期間は1か月間と短期間であり、申立人の納付意識の高さを踏まえると、厚生年金保険に切り替わる直前の月の国民年金保険料のみ、納付しない理由は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成8年7月は47万円、同年8月は44万円、同年9月は38万円、同年10月から9年1月までは44万円、同年2月は41万円、同年3月から同年11月までは44万円、同年12月は41万円、10年1月から同年5月までは44万円、同年6月は41万円、同年7月は44万円、同年8月及び同年9月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から10年12月8日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額について、実際の保険料控除額に基づく標準報酬月額より低額で記録されていることが分かった。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち、平成8年7月は47万円、同年8月は44万円、同年9月は38万円、同年10月から9年1月までは44万円、同年2月は41万円、同年3月から同

年 11 月までは 44 万円、同年 12 月は 41 万円、10 年 1 月から同年 5 月までは 44 万円、同年 6 月は 41 万円、同年 7 月は 44 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないものの、申立人が所持する給料明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる厚生年金保険料に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 10 年 10 月及び同年 11 月については、申立人から提出された給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致するか又は同記録より低額である。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間について、標準報酬月額決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円、20年4月から同年6月までの期間及び21年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年2月から同年8月までは36万円、同年9月から21年11月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月1日から21年12月20日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低額で記録されていることが分かった。

全てではないが、給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年2月1日から21年12月20日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件の当初の申立日において、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成20年2月1日から同年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は15万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している平成19年3月及び同年7月の給与明細書並びに同年4月から同年6月までの期間の給与振込額により、当該期間の標準報酬月額決定の基礎となる同年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成20年9月から21年11月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、20年9月から21年8月までは15万円、同年9月から同年11月までは10万4,000円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間及び21年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成20年2月から同年8月までは36万円、同年9月から21年11月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月14日から42年2月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を41年9月14日に、資格喪失日に係る記録を42年2月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C支店における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月14日から42年2月1日まで
② 昭和42年2月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、B社C支店から在籍出向し、A社所有のD船に乗り、同船舶内E事業所においてF職として勤務した。

また、申立期間②は、D船を下りた後、B社C支店に戻り、再び同社同支店においてF職として勤務した。

申立期間①を船員保険の被保険者期間、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人保管の船員手帳、G社グループの社会保険関係等を受託しているH社から提出された人事台帳及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は当該期間にA社所有のD船に乗って勤務（昭和41年9月14日に、出向元のB社C支店からA社に出向、42年1月31日に、下船）していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の前任としてB社から出向し、当該期間以前にD船で勤務した元同僚の4人全員に、乗船して勤務した期間について、A社における船員保険の被保険者としての記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社C支店における昭和41年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっている上、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年9月から42年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録、前述の人事台帳及び元同僚の陳述により、申立人は、申立期間も継続してB社C支店に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和42年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日、資格喪失日に係る記録を42年1月21日とし、申立期間の標準報酬月額を40年4月から41年7月までは1万8,000円、同年8月から同年12月までは2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から42年1月21日まで

A社に勤務した期間について、年金事務所に照会したところ、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない旨の回答を受けた。同社には、大学卒業後の昭和40年4月1日から42年1月20日まで勤務しており、在籍証明書及び当時の日付入りの写真もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の在籍証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、B社が保管する昭和40年4月23日付けの任免稟議書^{りん}に氏名が記載され、申立人が同期入社であるとしている元同僚について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、資格取得日が、当初44年4月1日と記録されていたものが、45年3月2日付けで、40年4月1日に遡って訂正されていることが確認できる上、その他の元同僚18人についても同様の訂正がなされていることが確認できる。

さらに、B社総務部の担当者は、「申立人は、正社員と考えて間違いない。」としているところ、申立期間に被保険者記録の有る元従業員は、「申立期間

当時の雇用形態は正社員のみであり、入社後すぐに厚生年金保険に加入していた。」と陳述している上、A社に勤務した期間（昭和41年7月1日から42年3月7日まで）が厚生年金保険の被保険者とされていなかった元同僚が所持する昭和41年10月の給与明細書を見ると、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間当時、被保険者資格の取得手続が遅れたために、昭和45年に改めて資格取得日を遡って訂正したと推認される。申立人については、当該訂正が行われた時期には既に退職していたことから、訂正されなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社の保管する任免稟議書及び申立期間当時の通勤費から、昭和40年4月から41年7月までは1万8,000円、同年8月から同年12月までは2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年10月から13年7月までは50万円、14年2月から同年9月までは47万円、16年1月は44万円、同年2月は47万円、同年3月は38万円、同年4月は47万円、同年5月及び同年6月は44万円、同年7月は36万円、同年8月は44万円、同年9月から17年4月までは34万円、同年5月は32万円、同年6月から18年1月までは34万円、同年2月は30万円、同年3月から同年6月までは34万円、同年9月から19年6月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年10月1日から14年10月1日まで
② 平成16年1月11日から19年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

全てではないが、申立期間の給与支払明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成16年1月11日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から18年7月1日までの期間及び同年9月1日から19年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書及びA社から提出された賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、平成16年1月は44万円、同年2月及び同年4月は47万円、同年5月及び同年6月は44万円、同年9月から17年4月までは34万円、同年5月は32万円、同年6月から18年1月までは34万円、同年2月は30万円、同年3月から同年6月までは34万円、同年9月から19年6月までは36万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年8月1日までの期間及び14年2月1日から同年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された13年分及び14年分の給与所得の源泉徴収票から推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、13年1月から同年7月までは50万円、14年2月から同年9月までは47万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成16年3月1日から同年4月1日までの期間及び同年7月1日から同年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与振込口座の給与振込額の記録及び同年分の源泉徴収票並びに複数の元同僚から提出された給与支払明細書から推認できる申立人の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、同年3月は38万円、同年7月は36万円、同年8月は44万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成11年10月1日から13年1月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録によると、11年10月の定時決定により56万円から26万円に減額され、13年8月の随時改定により26万円から47万円に増額されているが、申立人から提出された同年分の源泉徴収票から推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録を上回っていることが確認できる。

また、複数の元同僚についても、申立人と同様に平成11年10月の定時決定により標準報酬月額が減額され、13年8月の随時改定により標準報酬月額が増額されていることが確認できるところ、当該元同僚から提出された給与支払明細書を見ると、定時決定により減額される前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が継続して控除され、報酬月額についても厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額以上の額が支給されていることが確認できる。

これらのことから、当該期間の申立人の標準報酬月額について、当該期間に係る厚生年金保険料控除額等を直接確認できる資料は無いものの、前述の元同僚に係る厚生年金保険料控除の状況から、少なくとも平成13年1月と同程度の報酬月額及び厚生年金保険料控除額であったと考えられることから、11年10月から12年12月までは50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、平成11年10月1日から13年8月1日までの期間、14年2月1日から同年10月1日までの期間、16年1月11日から18年7月1日までの期間及び同年9月1日から19年7月1日までの期間について、オンライン記録における標準報酬月額が、上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年7月1日から同年9月1日までの期間については、A社から提出された賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成13年8月1日から14年2月1日までの期間については、申立人から提出された13年分及び14年分の源泉徴収票から推認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録を上回るものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から 14 年 11 月 30 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与額より低く記録されているので、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によると、A社の全ての被保険者（申立人を含む。）について、平成 13 年 5 月 16 日付けで、標準報酬月額を同年 4 月から 9 万 8,000 円に減額改定され、その後、資格喪失まで同額で継続していることが確認できる。

しかし、上記被保険者のうち、申立人と同職種の元同僚二人から提出された給与明細書によると、申立期間のうち、平成 13 年 4 月及び同年 5 月については、それぞれの 12 年 10 月の定時決定における標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されており、同年 6 月から 14 年 10 月までについては、それぞれ標準報酬月額 20 万円に相当する厚生年金保険料が控除されている。

また、上記元同僚二人の申立期間に係る上記の給与明細書を見ると、給与支給額はほぼ一定しており、各月の給与支給額に見合う標準報酬月額は、それぞれの月のオンライン記録の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を上回る額となっていることが確認できる。

これらのことから、申立人についても、上記二人の元同僚と同様に、平成12年10月の定時決定における標準報酬月額（20万円）に相当する厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されており、かつ、給与支給額はオンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を上回る額であったものと推認される。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記のとおり推認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないものの、上記の元同僚の給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に基づき認められる申立人の標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの報酬月額を届け出ており、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認められる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

夫の厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、夫がA社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。夫は、申立期間も退職することなく、継続して同社C支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の同僚の陳述、同僚から提出された給料明細書及び市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書（昭和34年度分）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、これを確認できる資料等はないものの、B社が、「申立期間当時、従業員の社会保険は、A社D本社で一括して加入させていたが、同社C支店が新規適用事業所となったことに伴い、同支店の在籍者については、同社D本社での資格を喪失させた。」と回答しているところ、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が、昭和34年9月1日であることから、同社における資格喪失日に係る記録

を同日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

夫の厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、夫がA社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。夫は、申立期間も退職することなく、継続して同社C支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の同僚の陳述、同僚から提出された給料明細書及び市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書（昭和34年度分）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、これを確認できる資料等はないものの、B社が、「申立期間当時、従業員の社会保険は、A社D本社で一括して加入させていたが、同社C支店が新規適用事業所となったことに伴い、同支店の在籍者については、同社D本社での資格を喪失させた。」と回答しているところ、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が、昭和34年9月1日であることから、同社における資格喪失日に係る記録

を同日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

夫の厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、夫がA社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。夫は、申立期間も退職することなく、継続して同社C支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の同僚の陳述、同僚から提出された給料明細書及び市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書（昭和34年度分）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、これを確認できる資料等はないものの、B社が、「申立期間当時、従業員の社会保険は、A社D本社で一括して加入させていたが、同社C支店が新規適用事業所となったことに伴い、同支店の在籍者については、同社D本社での資格を喪失させた。」と回答しているところ、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が、昭和34年9月1日であることから、同社における資格喪失日に係る記録

を同日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。私は申立期間も退職することなく、継続して同社C支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の同僚の陳述、同僚から提出された給料明細書及び市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書（昭和34年度分）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、これを確認できる資料等はないものの、B社が、「申立期間当時、従業員の社会保険は、A社D本社で一括して加入させていたが、同社C支店が新規適用事業所となったことに伴い、同支店の在籍者については、同社D本社での資格を喪失させた。」と回答しているところ、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が、昭和34年9月1日であることから、同社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33

年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成4年1月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成3年8月及び同年9月は36万円、同年10月から同年12月までは34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から4年1月1日まで

ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いことが分かった。私は、同社に入社してから、社名がB社に変わって、平成4年8月に倒産するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人については、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年1月1日）より後の平成4年3月3日付けで、3年8月31日に遡って同社における被保険者資格を喪失した旨の処理が行われ、当該処理と同時に、同年10月1日の定時決定の記録も取り消されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社における多数の同僚（31人）についても、申立人と同様に平成4年3月3日付けで、遡って同社における被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成3年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理の記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった4年1月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成3年7月のオンライン記録及び取消前の同年10月の定時決定の記録から、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月から同年12月までは34万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 57 年 6 月まで

国民年金の加入手続及び加入当初の国民年金保険料の納付について、私は、それまで勤務していた会社を退職する前後の期間は入院中であったため、亡くなった母に任せていた。

しかし、母から、私が会社を退職した直後の昭和 53 年 9 月ないし同年 10 月頃に、「自分たち夫婦の国民年金保険料の集金に来ていた町内の国民年金担当者の妻に頼んで、国民年金の加入手続を行い、緑系の草色の年金手帳を受け取った。」と聞いている。また、国民年金保険料の納付についても、母から「毎月 25 日前後に集金に来ていた国民年金担当者の妻に、自分たち夫婦と私の 3 人分の保険料を納付していた。」とも聞いている。

母が昭和 56 年 10 月に入院してからは、私自身が、両親と私の 3 人分の国民年金保険料を、国民年金担当者の妻に納付していた。

申立期間について、両親の国民年金保険料は納付済みになっているのに、私の分が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した直後の昭和 53 年 9 月ないし同年 10 月頃に、申立人の母親が、国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 県 B 市において、昭和 57 年 6 月に払い出されており、また、同市保存の国民年金被保険者名簿を見ても、同年同月 21 日付けの受付印が確認でき、申立ての加入時期と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和 53 年 9 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料は、時効により納付することは

できず、また、同年4月から57年3月までの保険料は、過年度保険料となるため、集金人に納付することはできず、別途、社会保険事務所（当時）発行の納付書を用いて金融機関等で納付することが必要であるが、申立人は、集金人に納付した以外の記憶はないと陳述している。

さらに、B市保存の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日について、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和57年6月当時は、46年2月23日とされていたが、基礎年金番号導入後の平成9年6月12日になって、厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和53年9月26日に訂正処理されていることが確認できるところ、仮に、申立人の主張どおり、会社を退職直後に申立人の母親が国民年金の加入手続を行っていたならば、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、当初から、それ以前の厚生年金保険被保険者資格の喪失を踏まえた日とされていたと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が記憶している国民年金担当者は、B市保存の資料によると、申立期間当時、申立人の住所地を管轄する国民年金保険料特別納付組合の役員及び国民年金地区委員であったことは確認できたものの、国民年金保険料の収納を担当していたことは確認できず、また、申立人は、当該担当者への事情の聴取は控えてほしいとしていることから、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年8月までの期間並びに7年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から6年8月まで
② 平成7年1月及び同年2月

ねんきん定期便により、私の国民年金保険料に未納があることが分かった。

私は、厚生年金保険適用事業所に就職する平成7年3月までの国民年金保険料については、母親に任せていたので、申立期間当時のことは分からない。

しかし、母親は、i) 平成5年4月に、A県B市役所から国民年金保険料の納付書が届いたこと、ii) 当時、学生だった私の国民年金について、同市役所で相談したこと、iii) 私から受け取った生活費の中から1万円程度を保険料として、また、不足分は家計から足して、定期的に市役所で納付したことを覚えていると言っている。

また、私の厚生年金保険の加入期間中に国民年金保険料が納付されたため、保険料が還付されていると聞いたが、そのような記憶はないので、調査の上、申立期間を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号に係る被保険者の記録から、B市において、平成6年8月頃に払い出されていることが確認でき、申立人の母親の陳述する加入時期（平成5年4月）とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間①のうち、平成6年3月以前の国民年金保険料は過年度保険料となるため、社会保険事務所（当時）が発行する納付書を用いて金融機関で納付する必要があり、定期的にB市役所で納付したとする申立人の母親の陳述とは符合しない。

さらに、申立期間②について、基礎年金番号導入（平成9年1月）以前の国民年金手帳記号番号によるオンライン記録を見ると、申立人は、平成6年9月26日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、資格の再取得を行っていないことが確認でき、当時は未加入期間であったことが考えられる上、申立人の母親は、申立人の被保険者資格の再取得についての記憶は曖昧である。

加えて、オンライン記録及び日本年金機構保存の還付整理簿を見ると、平成6年9月及び同年10月の国民年金保険料については、一旦、納付されていることが確認できるが、申立人の同年9月26日付け厚生年金保険の加入を理由に、当該2か月の保険料（2万2,200円）が、7年1月26日に申立人の父親の預金口座に還付されていることが確認でき、還付理由及び還付金額に不自然さはない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

私は、昭和48年4月に会社を退職する際、同僚から国民年金に加入するように言われ、また、結婚も決まっていたこともあり、将来のために国民年金に加入することとした。そこで、同年6月に結婚した後、翌年頃までに自身でA県B市役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、半年又は3か月ごとに自宅に来ていた集金人に、夫婦二人分の保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。

申立期間について、夫の国民年金保険料は納付済みになっているのに、私の分が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年6月に結婚後、49年頃までに国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において51年9月に払い出されており、申立ての加入時期と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料は、時効により納付することはできず、また、49年1月から51年3月までの保険料は、過年度保険料となるため、集金人に納付することはできず、別途、社会保険事務所（当時）発行の納付書を用いて、金融機関等で納付することが必要であるが、申立人の陳述から過年度納付をうかがわせる状況を確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間について、自身が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てているが、夫婦の国民年金手帳を見ると、申

立人の手帳は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 9 月直後の同年 10 月 5 日に発行されている上、昭和 51 年度の夫婦の印紙検認記録では、昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの夫婦の保険料の納付日は一致しない。

加えて、昭和 52 年 1 月以降では、夫婦の国民年金保険料の納付日が確認できる月は、昭和 62 年度を除き、全て一致していることから、申立人は、現在所持する国民年金手帳を受け取った後から保険料の納付を開始し、その後、昭和 52 年 1 月から夫婦一緒に保険料を納付したと考えるのが自然である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

昭和53年3月頃、義父がA県B市役所に出向き、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

その翌月の昭和53年4月13日に、52年4月から53年3月までの国民年金保険料を義父が一括して納付してくれ、その後の保険料については、金融機関の夫名義の口座で引き落としをする手続きを行い、同年6月21日から口座振替により保険料の納付を開始した。

昭和61年4月に第3号被保険者となるまでは、口座振替により国民年金保険料を全て納付していたはずである。

私は、昭和61年4月1日から第3号被保険者に種別変更するまで、喪失手続きを行った記憶はなく、申立期間の国民年金保険料も口座振替により納付していたはずである。

申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、昭和61年1月23日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していることが確認でき、また、申立人が所持する年金手帳を見ても、同様の記載が確認できることから、申立期間は、国民年金の任意未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続以降の国民年金保険料は、口座振替により納付されているところ、申立期間当時は、3か月ごとに保険料の口座振替が行われており、申立期間の保険料振替日は3月21日であったことから、国民年金の任意加入被保険者資格の喪失に伴い、申立期間の保険料は口座振替されなかったと考えられ、記録に不自然な点は無い。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人に係る第3号被保険者への変更処理日は、昭和61年6月5日とされている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録を見ると、国民年金の任意加入被保険者から引き続き第3号被保険者へ種別変更された被保険者の変更処理は、おおむね昭和61年4月中に行われている一方、一旦、任意加入被保険者資格を喪失している被保険者の場合、改めて第3号被保険者としての加入手続が必要なことから、オンライン記録上の変更処理日は、申立人と同様に同年6月以降に遅れる場合が多いことが確認でき、申立人の変更処理時期と一致している。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

国民年金制度が始まった昭和 36 年頃に、A 県 B 市役所で国民年金の加入手続を行った。加入後の国民年金保険料については、住み込みで勤務していた職場に毎月来ていた集金人に納付した。

集金人に納付すると、年金手帳に印紙のようなものを貼付され、押印してくれたことを覚えている。

昭和 37 年 8 月に A 県 C 市（現在は、D 市）に転居したが、転居後も毎月集金人が自宅に来たので同様に納付した。

当時の黄土色と国防色の年金手帳を 2 冊持っていたが、平成 12 年 11 月に年金証書をもらった際に捨ててしまった。手帳を残しておけば国民年金保険料を納付していた証拠となり、問題はなかったと思う。

申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いなく、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月までは B 市において、また、同年 8 月から 40 年 3 月までは C 市において、毎月、集金人に納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市において、昭和 36 年 5 月 20 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、当時の B 市及び C 市における国民年金保険料の収納は 3 か月ごとに行われており、申立人の陳述と符合しない上、申立人は、「B 市から C 市に転

居した後も、集金人が自宅に集金に来た。」とする一方、「当時は夫婦共に働いており、昼間は留守であった。」とするなど、その陳述は曖昧である。

また、B市及びD市保存の国民年金被保険者名簿を見ても、いずれも申立期間の国民年金保険料は未納とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、「申立期間直後の昭和40年4月頃に転職し、収入が増えた。また、妻も育児のために会社勤めを辞めて自宅に居るようになった。」ともしており、生活環境に変化があったことがうかがわれ、この頃から、国民年金保険料の納付が可能な状況となったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は4年と長期間であり、また、二つの異なる行政機関において、申立人の国民年金保険料の収納及び記録管理に係る事務過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6401

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月から同年5月まで

昭和61年1月31日にA社を退職後、自身でB県C市役所に出向き、国民健康保険と共に国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料の具体的な納付方法については、よく覚えていないが、C市役所の窓口又は同市役所内の金融機関で納付し、領収証書をもったと思う。

大学を卒業後、会社を退職するまでの間、申立期間を除いて、国民年金被保険者期間については、国民年金保険料を全て納付しており、申立期間の4か月間の保険料のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年1月31日にA社を退職後、C市役所で国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号に係る被保険者の記録から、C市において、平成4年8月頃に払い出されたものと推認でき、申立人が陳述する加入時期と符合しない。

また、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日について、国民年金手帳記号番号の払出後の平成4年9月21日になって、申立期間直後に勤務していたD社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得と同日の昭和61年6月23日付けで、追加処理されていることから、当該処理時点で初めて、前後の厚生年金保険の加入期間を踏まえ、申立期間が国民年金の加入期間とされたと考えられ、申立期間当時においては、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付場所、納付回数及び納付金額などについては、具体的に覚えていないとしており、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 5 日から 54 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和 54 年 3 月末まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 3 月 31 日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 54 年 2 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主からは申立人の勤務状況等についての回答が得られないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録の有る元従業員 33 人に照会し、17 人から回答を得たところ、そのうちの 1 人は、「申立人がA社B支社に勤務していたことは覚えているが、申立人の退職時期は分からない。」と陳述している上、そのほかの 16 人は、申立人が申立期間において勤務していたかどうか覚えていないとしている。

さらに、申立人と同日の昭和 53 年 11 月 5 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している元同僚は、「私はA社B支社が、昭和 53 年 11 月頃に閉鎖したので退職した。閉鎖の日には同社本社から部長が来社し、事務所を片付けたことを覚えている。」と陳述している上、当該元同僚及び申立人が氏名を挙げた元上司のそれぞれが記憶しているA社B支社における元従業員についても、申立期間に係る同社での被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 26 日から 42 年 10 月 1 日まで
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。同社を途中で退職したことはなく、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社における当時の事業主は、「当時の資料は全て処分しており、申立人の保険料控除を確認できる資料は無いが、厚生年金保険に加入していない者から厚生年金保険料は控除しないはずである。」旨陳述している。

また、オンライン記録において、申立期間に被保険者記録の有る 41 人のうち、所在の判明した 22 人に照会し、10 人から回答を得たものの、申立人が申立期間において給与から保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られず、このうちの 1 人は、「A社に入社後、すぐに厚生年金保険に加入したが、同社からの申出により、途中から厚生年金保険に加入しなくなった記憶がある。」旨陳述している。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、昭和 41 年 11 月 26 日の被保険者資格の喪失に伴い、42 年 1 月 17 日に健康保険被保険者証を返納したことを示す「證返納済」の押印が確認できるほか、同原票の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について、具体的な記憶がなく、このほかに、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月 1 日から 44 年 5 月 15 日まで
② 昭和 60 年 2 月 1 日から平成 9 年 2 月 5 日まで

年金事務所で加入記録を確認したところ、A社（現在は、B社）では、昭和 44 年 5 月の給与締日まで勤務していたのに、43 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録とされていることが分かった。当時は、C市内にあった同社の社員寮に住んでおり、同市で同僚と祭りを見物した記憶もあるので、申立期間①には間違いなく同社に勤務していたはずである。

また、申立期間②は、D社（現在は、E社）に昭和 60 年 2 月に入社して以降、同社が厚生年金保険適用事業所でなくなった平成 9 年 2 月 5 日まで継続して働いていた期間に当たるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①及び②には、いずれも給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は、「当時の資料は保管しておらず、自身も申立人を記憶していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は分からないが、経理担当者は適切に社会保険関係の事務を行っていた。」旨回答しているところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票からは、昭和 43 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失したことに伴って、備考欄に「43. 6. 10 証返納済」の記載が確認でき、申立人の健康保険被保険者証については、被保険者資格を喪失した後に、社会保険事務所（当時）に対して、

遅滞なく返納されていることがうかがえる。

また、申立期間にA社において被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した者に照会を行ったところ、回答の有った元同僚13人のうち、11人が、「自身の在職期間と被保険者期間は一致している。」と陳述している。

さらに、申立人は、給料明細書等を所持しておらず、このほかに、申立人が、申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和60年2月1日にD社に入社し、同社が厚生年金保険適用事業所でなくなった平成9年2月5日まで継続して勤務していたと主張している。

しかし、申立期間当時の経理及び社会保険事務担当者は、「申立人は、昭和63年頃から平成4年頃までの期間、下請としてD社の業務に従事し、同社はF手当を支払っていた。申立人は同社の社員ではなかったため、厚生年金保険には加入させず、保険料控除も行わなかった。」と陳述している上、他の複数の元従業員も、「申立人は、D社の従業員ではなく、下請であった。」旨陳述している。

また、G厚生年金基金及びH健康保険組合は、「申立人に係る記録は確認できない。」と回答しており、申立期間におけるD社の健康保険被保険者整理番号に欠番は無く、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月 1 日から 59 年 6 月 5 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。
私は、昭和 58 年 11 月 1 日にA社に1期生として入社し、申立期間は、B県C市にあった親会社のD社で研修を受けた後、E県F市に転居し、A社から派遣された先でG業務を行っていた。
A社の1期生は、ほとんどがH県から単身でB県に来て寮生活をしており、健康保険被保険者証は持っていたと思う。同社が設立当初に社会保険に加入していなかったとは考え難いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述により、申立人が申立期間において、A社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 59 年 6 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している同僚のうち、複数の同僚が、昭和 59 年 6 月 5 日まで同社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと陳述している。

さらに、同僚の一人が、申立期間のうち、昭和 58 年 11 月分から 59 年 2 月分までの給与明細表を所持しており、これを見ると、厚生年金保険の適用事業所となる前である当該期間は、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった

たことが確認できる。

加えて、別の同僚が、昭和 59 年分の給与所得の源泉徴収票（昭和 59 年 4 月 1 日就職）を所持しており、これを検証すると、6 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。これは、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 6 月から同年 11 月までの保険料が翌月に控除されたものと考えられ、適用事業所となる前の同年 4 月及び同年 5 月の厚生年金保険料は、控除されていなかったと推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月から 34 年 5 月まで
② 昭和 34 年 6 月 1 日から 35 年 6 月まで

ねんきん特別便により、A社で勤務した申立期間①と、B社で勤務した申立期間②の加入記録が無いことが分かった。

私は、昭和 31 年春頃にA社に入社し、C職として勤務した。また、同社の同僚二人と一緒に、間を空けずにB社に転職した。20 歳頃に健康保険被保険者証を使った記憶があり、厚生年金保険にも加入していたはずであるので、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

なお、A社の事業所名は、D社又はE社であったかもしれない。また、同社への入社時期も曖昧なので、間違いなく勤務していた記憶のある昭和 32 年 4 月としたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、F市に所在したG業務のA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しており、同社勤務時の自身及び記憶する同僚が写っているとして写真を提出している。

また、申立人は、A社の事業主の妻の名前を挙げているところ、同人は、「申立期間当時、私たち夫婦は、F市でG業務を営んでおり、申立人が勤務していたことを記憶している。事業所名は『A社』等ではなく『H社』であったが、申立人が所持している写真は、昭和 34 年 4 月の社内旅行のものに間違いはない。」と陳述していることから、期間までは特定できないものの、申立人が申立期間のうちの一部の期間において、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、H社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の約 3

年後の昭和 37 年 7 月 1 日であり、事業主夫婦も、申立期間において、厚生年金保険の加入記録は見当たらず、前述の事業主の妻は、「適用事業所となる前に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」旨陳述している。

また、A 社、D 社及び E 社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

さらに、オンライン記録により、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に申立人に該当する厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、G 業務の B 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しており、同社勤務時の自身及び記憶する同僚が写っているとして写真を提出している。

そこで、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録があり、所在の判明した 7 人に照会したところ、回答のあった 3 人は、「申立人を記憶している。写真は昭和 35 年春頃の社内旅行の時のもので、私自身も写っている。」と回答していることから、期間までは特定できないものの、申立人が申立期間のうちの一部の期間において、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、「前職場を一緒に退職し、一緒に B 社に入社した。」とする者二人については、いずれも申立期間において、被保険者記録が確認できるものの、当該写真に写っている人物のうち、申立人が記憶する同僚一人及び他の同僚が記憶する同僚二人については、前述の被保険者名簿に同姓の記録は見当たらないことから、B 社では、必ずしも従業員全てを厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがえる。

また、B 社は、昭和 36 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は所在不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 2 月 24 日から同年 3 月 4 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社でB職として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された採用（内定）通知書並びに平成 17 年 3 月及び同年 4 月の給与明細書から、詳細な期間までは特定できないものの、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は平成 18 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明、前述の採用（内定）通知書に氏名が記載されている代表取締役、採用担当者及び申立人が氏名を挙げている人事部係長は無回答であり、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できない。

また、前述の給与明細書には、「基本給」、「営業手当」欄等は金額が印字されている一方、「厚生年金保険料」、「健康保険料」及び「雇用保険料」欄の金額は手書きされていることについて、申立人は、「当初は空欄であったが、退職時に経理担当者から『保険料は支払っておきます。』と言われ、その金額を聞き出して自身で手書きした。」と陳述していることから、当該経理担当者に事情照会を行ったものの回答が得られず、申立人の陳述を確認することはできない。

さらに、申立人は、「申立期間は訓練期間であった。」旨陳述しているところ、申立期間に加入記録がある複数の元従業員から「訓練期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」との回答が得られ、申立人が当時、同期入社で

あったとする元従業員6人の加入記録を、オンライン記録において調査したが、4人に加入記録は無く、2人は申立期間後の平成17年3月15日に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。